

## 委託研究開発契約書

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「甲」という。)は、《契約先機関名》(以下「乙」という。)と甲の《事業名・プログラム名等》(以下「本事業」という。)における研究開発の委託に関し、次のとおり合意し、委託研究開発契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### (契約項目)

甲は、乙を「《大学等/又は企業等》」と認め、乙に対し、当事業年度(以下(3)に定義する。)について、次の研究開発を委託し、乙はこれを受託する。

(1) 研究開発課題名:「《研究開発課題名》(以下「本研究開発課題」という。)

(2) 研究開発担当者名:《研究開発担当者氏名①》《研究開発担当者役職①》

(3) 委託期間(予定):平成27年4月1日から翌年3月31日までの1事業年度(以下「当事業年度」という。)

(4) 当事業年度における委託研究開発費:

《委託研究開発費》円 (うち消費税額及び地方消費税額 《消費税額》円)

(※1) 当事業年度における委託研究開発費の内訳は、別記1のとおりとする。

(※2) 当事業年度における委託研究開発費は、本委託研究開発に対し甲が行う評価等及び別記3第24条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。

(5) 当事業年度における研究開発目的及び内容: 別記2のとおりとする。なお、本委託研究開発の遂行に当たっては、別途、甲が承認する研究開発計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進めるものとする。

(6) 契約一般条項: 別記3のとおりとする。

(7) 特記条項: 別記4のとおりとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

### 《契約締結日》

(甲) 東京都千代田区大手町1丁目7番1号  
国立研究開発法人 日本医療研究開発機構  
契約担当職  
理事長 末松 誠

(乙)

## 別記1

当事業年度における委託研究開発費の内訳

	大項目	金額(円)
直接経費	物品費	《物品費(予算)》
	旅費	《旅費(予算)》
	人件費・謝金	《謝金(予算)》
	その他	《その他(予算)》
間接経費 (間接経費割合《間接経費割合》%)		《当年度委託研究開発費(間接経費・予算)》
合 計		《当年度委託研究開発費(合計・予算)》

(※1) 本委託研究開発の遂行上必要に応じ、直接経費の各費目に係る金額を直接経費の他の費目に流用することができるものとし、費目ごとの当該流用に係る額が直接経費の総額の50%(この額が500万円に満たない場合は500万円)を超える場合は、事前に甲の承認を得るものとする。

(※2) 消費税額及び地方消費税額を含む。

## 別記2

当事業年度における研究開発目的及び内容 :

《当事業年度目的》

### 別記3

(定義)

第1条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本委託研究開発」とは、本事業の下で甲から乙に対して委託される本研究開発課題及び研究開発担当者による研究開発全体をいう。
- (2) 「本委託契約等」とは、本委託研究開発を実施するために甲と乙との間で締結する全ての委託研究開発契約(付随する契約を含む。)を総称していう。
- (3) 「委託研究開発費」とは、直接経費と間接経費の合計をいう。
- (4) 「直接経費」とは、本委託研究開発に要する経費をいう。
- (5) 「間接経費」とは、本委託研究開発の実施に伴う乙の管理等に必要な経費をいう。
- (6) 「研究開発担当者」とは、本委託研究開発を中心的に行う者として契約項目に掲げる者をいう。
- (7) 「研究者等」とは、研究開発担当者及び乙又は甲に所属し、研究開発担当者の下で本委託研究開発に従事する研究員その他の者を個別に又は総称していう。
- (8) 「委託期間」とは、本契約に基づき本委託研究開発を行う期間(本委託研究開発が中止された場合はその時までの期間)をいう。
- (9) 「研究開発期間」とは、本委託契約等に基づき本委託研究開発を行う通算期間(本委託研究開発が中止された場合はその時までの期間)をいう。
- (10) 「事務処理説明書」とは、本委託研究開発の事務処理のために甲が定める委託研究開発契約事務処理説明書をいう。
- (11) 「事業年度」とは、各年4月1日から翌年の3月31日までの1年間をいう。
- (12) 「研究開発計画書」とは、本委託研究開発の研究開発計画書(その後の変更を含む。)をいう。
- (13) 「研究開発成果」とは、本委託研究開発において得られた成果をいう。
- (14) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものを総称していう。
  - ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権」と総称する。)
  - イ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む)及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「著作権」と総称する。)
  - ウ 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、乙及び甲協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利
- (15) 「成果有体物」とは、以下に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物をいう。
  - (i) 研究開発の際に創作又は取得されたものであつて研究開発の目的を達成したことを示すもの
  - (ii) 研究開発の際に創作又は取得されたものであつて(i)を得るために利用されるもの
  - (iii) (i)又は(ii)を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの
- (16) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、種苗法第2条第2項に規定する品種及び育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウの対象となるものについてはその案出をいう。
- (17) 「実施」(但し、第8条第1項、第11条第4項、第8項及び第15条第6項において使用されるものに限る。)とは、特許法(昭和34年法律第121号)第2条第3項に定める行為、実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第3項に定める行為、意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第3項に定める行為、種苗法(平成10年法律第83号)第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条に定める権利に基づく利用行為並びにノウハウを使用する行為をいう。
- (18) 「専用実施権等」とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権(仮専用実施権を含む)又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権をいう。
- (19) 「大学等」とは、以下に掲げる研究機関を総称していう。

- ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人  
イ 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関  
ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であつて、甲が認めるもの
- (20) 「企業等」とは、「大学等」以外の研究機関を総称していう。
- (21) 「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、以下に掲げるものを総称していう。
- ア 文部科学省関係
- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)
  - ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 2 月 18 日改正、平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)
- イ 厚生労働省関係
- ・「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定)
  - ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)、
- ウ 経済産業省関係
- ・「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日制定、平成 27 年 1 月 15 日最終改正: 経済産業省)
  - ・「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日制定、平成 27 年 1 月 15 日最終改正: 経済産業省)
- (22) 「甲の不正行為等対応規則」とは、甲が定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(その後の改正を含む。)その他不正行為等への対応について甲が定める規則を総称していう。
- (23) 「法令等」とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、ガイドラインその他の規制を総称していう。
- (24) 「研究開発成果報告書」とは、乙が毎事業年度の研究開発成果の内容を報告するために甲に提出する報告書をいう。
- (25) 「委託研究開発実績報告書」とは、乙が毎事業年度の委託研究開発費の使用実績を報告するために甲に提出する報告書をいう。
- (26) 「不正行為等」とは、以下に掲げる不正行為、不正使用及び不正受給を総称していう。
- ア 「不正行為」とは、研究開発活動において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。
- イ 「不正使用」とは、研究開発活動における虚偽の請求に基づく競争的資金等の使用、競争的資金等の他の目的又は用途への使用、その他法令等若しくは応募要件又は契約等に違反した競争的資金等の使用をいう。
- ウ 「不正受給」とは、偽りその他不正の手段により研究開発活動の対象課題として採択されることをいう。
- (27) 「競争的資金等」とは、①内閣府において「資金配分主体が、広く研究課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金」として競争的資金と整理され内閣府に登録されている研究資金、②①以外で国の行政機関及び独立行政法人(甲を含む。)が直接配分する研究活動を行う研究資金、③その他国の行政機関から予算が配分され又は措置され、独立行政法人自ら又は他に配分され研究活動を行う研究資金を総称していう。

(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守)

- 第 2 条 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、本研究開発計画書及び本事務処理説明書の定めを遵守して、本委託研究開発を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。
- 2 乙は、本委託研究開発を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則並びに関係する法令等を遵守するものとし、また、本委託研究開発を効率的に実施するよう努めなければならない。
- 3 乙は、乙の責任において、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に基づき、必要な措置を行わなければならない。また、甲は、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に従って、乙に対して必要な措置を指示することができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。
- 4 乙は、第 1 項及び第 2 項に定める乙の義務と同様の義務を研究者等にも遵守させるものとする。乙は、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則の内容を研究者等に十分認識させるとともに、不正行為

等その他研究者倫理に反する行為の未然防止策の一環として、研究者等をして、研究倫理に関する教材等を履修させなければならない。

(委託研究開発費の支払い)

- 第 3 条 乙は、別記1の金額・内訳に従い、甲が別途指定する様式にて委託研究開発費の請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は、直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、直接経費の《間接経費割合》%に相当する額を超えないものとする。
- 2 甲は、当該請求書が前項の定めに従ったものである限りにおいて、これが甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究開発費の請求額を乙に支払うものとする。
  - 3 甲は、前項の支払いを遅滞したときは、未払金額に対して支払期限の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、年5%の割合により計算した金額を遅延利息として、乙に支払うものとする。ただし、支払いの遅滞が、天災地変等甲の責に帰すことができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(帳簿等の整理)

- 第 4 条 乙は、本委託研究開発に要した直接経費を明らかにするため、本委託研究開発に関する独立した帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、研究開発期間終了後5年間が経過するまで保管するものとする。
- 2 甲は、前項の帳簿及び証拠書類を閲覧することができるものとし、乙は、甲からかかる閲覧の求めがあった場合、これに応じなければならない。

(取得物品の取扱い)

第 5 条 本委託研究開発のために乙が直接経費により取得した物品等(以下「取得物品」という。)の取扱いについて、乙は、契約項目において大学等と認められた場合又は企業等と認められた場合に応じて、次の各号の規定に従うものとする。

(1) 乙が契約項目において大学等と認められた場合

- ①取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。
- ②乙は、(i)第19条第1項第1号の研究開発担当者の移籍により本委託研究開発が中止され、研究開発担当者が本委託研究開発と同課題の研究開発を移籍先である他の研究機関において実施することを予定している場合、又は、(ii)本委託研究開発の終了後に研究開発担当者が他の研究機関へ移籍する場合で、研究開発担当者が本委託研究開発と同課題の研究開発を当該他の研究機関において実施することを予定している場合には、取得物品を当該他の研究機関に対して無償で譲渡するものとし、乙は、甲の指示に従い、取得物品を当該他の研究機関に移設する。
- ③前②号(i)又は(ii)の場合において、取得物品を当該他の研究機関に無償譲渡することが困難な特別の事情があり、かつ、乙と甲の間で合意をした場合には、乙は、前②号の規定にかかわらず、取得物品を甲に無償で譲渡するものとし、甲の指示に従い、取得物品を当該他の研究機関に移設する。

(2) 乙が契約項目において企業等と認められた場合

- ①取得物品のうち、取得価格が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上のもの所有権は、甲に帰属するものとする。乙は、当該取得物品を研究開発期間終了までの間、本委託研究開発のために無償で使用することができるものとし、当該期間中、善良なる管理者の注意をもってこれを管理する。当該期間中、当該取得物品の公租公課は、甲の負担とする。
- ②前①号の取得物品以外の取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。
- ③甲は、甲の職員又は甲の指定する者により乙の施設に立ち入り、甲所有の取得物品を検査することができるものとし、乙は、甲からかかる検査の求めがあった場合、これに応じなければならない。

(提供物品の取扱い)

- 第 6 条 乙は、甲が本委託研究開発の遂行上必要と認めて乙に提供した物品等(以下「提供物品」という。)がある場合、これを研究開発期間終了までの間、本委託研究開発のために無償で使用することができるものとし、当該期間中、善良なる管理者の注意をもってこれを管理する。当該期間中、提供物品の公租公課は、甲の負担とする。
- 2 甲は、甲の職員又は甲の指定する者により乙の施設に立ち入り、提供物品を検査することができるものとし、乙は、甲からかかる検査の求めがあった場合、これに応じなければならない。

(研究開発期間終了後の物品等の取扱い)

- 第 7 条 甲は、契約項目において大学等と認められた乙が使用する提供物品について、研究開発期間終了後遅滞なく無償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。ただし、甲が当該提供物品を使用し又は処分する場合は、この限りでない。
- 2 甲は、契約項目において企業等と認められた乙が使用する甲所有の取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、研究開発期間終了後遅滞なく有償で乙に貸し渡し、乙はこれを借り受け、本委託研究開発の発展のために使用するものとし、当該取得物品等の耐用年数経過後甲は有償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。乙は、甲との間で、別途、当該有償借受け及び有償譲受けに関する契約を締結する。ただし、甲が当該取得物品等を使用し又は処分する場合は、この限りでない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、本契約が第 20 条第 1 項若しくは第 25 条第 1 項、第 2 項により解除され又は当該各項に定める解除事由により本委託研究開発が第 19 条第 1 項により中止された場合は、この限りでない。

#### (知的財産権の帰属)

第 8 条 甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、本契約に基づく本研究開発成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。ただし、乙が当該知的財産権を取下・放棄する場合は、この限りでない。

- (1)乙は、本研究開発成果に係る発明等を行ったときは、遅滞なく、第 10 条の規定に基づいて、その旨を甲に報告しなければならない。
- (2)乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
- (3)乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾しなければならない。
- (4)乙は、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、予め甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する場合(以下「当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合」という。)は、この限りではない。
- ア 乙が株式会社であって、その子会社又は親会社に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合
- イ 乙が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成 10 年 5 月 6 日法律第 52 号)に規定する承認事業者若しくは認定事業者に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合
- ウ 乙が 技術研究組合であって、組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合
- 2 乙が第 1 項各号に規定する事項を遵守せず、さらに遵守しないことについて正当な理由がないと甲が認めるとき又は乙が第 20 条第 1 項若しくは第 25 条第 1 項、第 2 項に定める解除事由に該当した場合で甲から請求を受けたときは、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。
- 3 甲は、乙が第 1 項各号を遵守することを条件に、甲に所属する研究者等(以下、本条において「機構発明者」という。)が本委託研究開発の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権については、機構発明者の同意が得られた場合、乙に承継させるものとする。ただし、当該同意を得るための機構発明者との協議及び必要な措置は、乙自らが行うものとする。また、乙は、機構発明者に不利益が生じないよう、当該同意における承継の対価等に関する条件については、乙の従業者又は役員である発明者(以下、本条において「乙の発明者」という。)と同等の扱いをするものとする。
- 4 乙は、乙の発明者が行った発明等が本委託研究開発を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその乙の発明者の職務に属するときは、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属するよう、予めその乙の発明者と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めておく等必要な措置を講じておかなければならない。

#### (知的財産権の譲渡)

第 9 条 甲は、前条第 1 項ただし書きに基づき甲に帰属することとなった知的財産権について、出願後に乙から当該知的財産権の譲渡の申入れがあった場合、乙が遵守事項を遵守することを条件に、当該知的財産権に対して甲が有する持分を適正な対価をもって乙に譲渡することができる。

(知的財産権に関する報告・通知等)

第10条 乙は、第8条又は第9条の規定に基づき乙に帰属することとなった知的財産権に関して、甲が当該知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。

- (1) 乙は、本研究開発成果に係る発明等を行ったときは、当該発明等の概要、知的財産権の出願又は申請の予定及び論文等による公表の予定の有無、並びに、当該発明等に貢献した研究者名を記載し、当該出願又は申請の前かつ当該研究成果の公表前に、甲が別途定める様式による発明等報告書により速やかに報告するものとする。
- (2) 乙は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に甲が別途定める様式による知的財産権出願通知書により甲に対し通知するものとする。
- (3) 乙は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録等を受けた日等から60日以内に、甲が別途定める様式による知的財産権出願後状況通知書により、甲に通知するものとする。
- (4) 乙は、第三者に対し、知的財産権を移転しようとするときは、甲が別途定める様式による知的財産権移転承認申請書を提出し、予め甲の承諾を得るものとする。
- (5) 乙は、第三者に対し、専用実施権等を設定若しくはその移転の承諾をしようとするときは、甲が別途定める様式による専用実施権等設定・移転承認申請書を提出し、予め甲の承諾を得るものとする。
- (6) 乙は、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾(以下、「知的財産権の移転等」という)を行った場合は、知的財産権の移転等をした日から60日以内に甲が別途定める様式による知的財産権移転等通知書により、甲に対しそれぞれ通知するものとする。
- (7) 第4号及び第5号の規定にかかわらず、合併若しくは分割により移転する場合又は知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合には、乙は、知的財産権の移転等をした日から60日以内に甲が別途定める様式による知的財産権移転等通知書により、甲に対しそれぞれ通知すれば足りるものとする。
- (8) 乙は、第三者に対し、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾を行う場合、当該第三者をして本条及び第8条第1項各号に定める遵守事項を遵守させるものとする。
- (9) 乙は、本研究開発成果に係る知的財産権を取下・放棄する場合は、当該取下・放棄を行う一か月以上前に、甲が別途定める様式による知的財産権出願後状況通知書により甲に通知するものとする。

(知的財産権に関わるその他事項)

第11条 乙及び甲は、別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する知的財産権の出願・維持等に係わる一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に応じて負担する義務を負うものとする。

- 2 乙及び甲が知的財産権の共有持分権者となる場合、当該知的財産権の出願に先立ち、甲所定の共同出願契約書を基礎に両者協議の上、これを締結しなければならない。
- 3 乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本委託研究開発の成果に関し、甲に納入された著作物にかかわる著作権等について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が使用する権利及び甲が第三者に使用を再許諾する権利を、甲に許諾したものとする。
- 4 乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、甲及び甲が指定する第三者による本委託研究開発の成果及びこれに関連する著作物にかかわる著作権等の実施について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を乙自身の責任において行うものとする。
- 5 乙は、本研究開発成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を標記するものとする。
- 6 乙及び甲は、第1条第1項第14号ウに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 7 前項の秘匿すべき期間は、本委託研究開発の終了日の属する会計年度の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。
- 8 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、その実施に関する一切の責任を負わねばならない。
- 9 乙は、甲が行う知的財産権に関する調査に協力する。

(成果有体物の帰属)

第12条 研究開発成果として得られた成果有体物に係る権利は、乙に帰属するものとする。

- 2 乙は、他者から研究開発段階において前項の成果有体物の提供を求められた場合、事業戦略上の支障がある場合を除き、円滑な提供に配慮するものとする。ただし、当該成果有体物のうち、商品化され市場において一般に提供されている物については、この限りでない。

- 3 乙は、前項において当該成果有体物を提供する場合、その対価は、当該成果有体物が公的資金を原資とする研究開発により得られたものであること、当該成果有体物を使用する研究開発の性格等を考慮にいれた合理的な対価とする。

#### (研究者等の取扱い)

- 第 13 条 甲は、乙に事前に通知した上で、甲に所属する研究者等を、乙において乙に所属する研究者等と共同して本委託研究開発に従事させることができるものとする。この場合、乙は、甲に所属する研究者等に対して、業務遂行について指揮命令は行わない。
- 2 甲は、甲に所属する研究者等が、乙の施設、設備等を利用する場合、当該研究者等をして、乙の施設、設備等の利用者として安全管理、情報管理、セキュリティ等に関する乙の諸規定を遵守させ、また、乙の指示に従わせるものとする。
  - 3 乙は、甲に所属する研究者等による乙の施設、設備の利用について支障が生じないよう、乙に所属する研究者等と同等の扱いをするものとし、また、甲に所属する研究者等が本委託研究開発の遂行上及び日常生活において不利益を被らないよう、良好な研究環境の維持向上に努めるものとする。

#### (再委託)

- 第 14 条 乙は、本委託研究開発を第三者に再委託してはならない。ただし、乙は、甲が本委託研究開発の遂行上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本委託研究開発の一部を第三者(以下「再委託先」という。)に再委託することができる。
- 2 乙は、再委託に伴う再委託先の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。
  - 3 乙は、本委託研究開発の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先と契約を締結しなければならない。ただし、乙が本委託研究開発の一部を日本国の国公立研究機関、独立行政法人、国立大学法人又はこれに準ずる機関(以下「国立機関等」という。)に再委託する場合には、本項の規定にかかわらず、国立機関等の受託研究に関する規則等によることができるものとする。
  - 4 本契約が解除された場合、再委託先との契約は当然に終了するものとする。また、乙は、第 19 条第 1 項により、甲から委託研究開発費の使用の一時停止若しくは中止又は本委託研究開発の一時停止若しくは中止を指示された場合、再委託についても同様の措置をとるものとする。

#### (秘密保持)

- 第 15 条 乙及び甲は、(i)本委託研究開発の実施において相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報及び(ii)本委託研究開発の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報(以下「秘密情報」という。)について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。
- 2 乙及び甲は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。
  - 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
    - (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報
    - (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
    - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
    - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
    - (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報
    - (6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報
  - 4 乙及び甲は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。
  - 5 乙及び甲は、それぞれ自己に所属する研究者等がその所属を離れた後も含め、本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。
  - 6 乙及び甲は、実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合には、事前に相手方の書面による同意を得ることを要し、当該第三者に対しては本条と同様の秘密保持義務を課すものとする。
  - 7 本条の効力は研究開発期間終了後も 5 年間は存続するものとする。

#### (研究開発成果の公表)



第 16 条 乙及び甲は、前条に反しない限り、研究開発成果を外部に公表するものとする。

- 2 乙及び甲は、相手方が研究開発成果を外部に公表する場合、その公表が円滑に行われるよう互いに合理的な範囲で協力するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙又は甲による研究開発成果の外部への公表が、乙又は甲による知的財産権の取得その他各自の事業に支障をきたすおそれがある場合には、乙及び甲は、協議してその対応を決定するものとする。
- 4 乙は、研究開発成果を外部に公表する場合、当該成果が甲の委託事業の結果得られたものであることを明示しなければならない。

(研究開発成果の報告等)

第 17 条 乙は、当事業年度終了後の 5 月末日又は事業終了後 60 日以内で甲が指定する日までに、甲に対し、研究開発担当者その他の研究者等をして研究開発成果の内容を報告させるとともに、本事務処理説明書及び甲の指示に従い、研究開発成果報告書を提出しなければならない。乙は、必要に応じて、研究開発成果について中間報告書を提出するものとする。

- 2 甲が研究開発期間中に本委託研究開発の中間評価を行う場合、又は、研究開発期間終了時に本委託研究開発の事後評価を行う場合、乙は、甲による評価に必要な協力を行うとともに、研究開発担当者その他の研究者等をして、かかる協力を行わせるものとする。
- 3 甲が研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、知的財産権の利用状況調査等を行う場合には、乙は、甲による当該調査等に必要な協力を行うものとする。
- 4 乙は、秘匿すべき研究開発成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めなければならない。
- 5 乙は、第三者への研究開発成果の不正な流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正な流出に関与した者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。

(委託研究開発実績報告書及び精算)

第 18 条 乙は、当事業年度終了後の 5 月末日又は事業終了後 60 日以内で甲が指定する日までに、別途甲が定める様式による委託研究開発実績報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の委託研究開発実績報告書を審査した結果、委託研究開発費の支出状況が適切であると認めるときは、当事業年度における委託研究開発費の上限額と本委託研究開発の実施に要した経費の額のうち適切と認められた額とのいずれか低い金額を、甲が当事業年度において支払うべき委託研究開発費の額として確定し、精算する。
- 3 乙は、既に支払いを受けた委託研究開発費が前項で確定した委託研究開発費の額を超過する場合は、その超過金額を甲の指示に従い返還するものとする。
- 4 乙は、前項の超過金額を甲の指定する期日までに返還しないときは、未返還金額に対して指定期日の翌日から返還日までの日数に応じ、年 10.95%の割合により計算した延滞金を付して返還しなければならない。

(停止又は中止)

第 19 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、委託研究開発費の使用の一時停止又は中止及び本委託研究開発の一時停止又は中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。

- (1) 研究開発担当者の移籍、長期療養、死亡、その他心身の故障等により、研究開発担当者が本委託研究開発においてその役割を十分果たせなくなった場合
  - (2) 研究開発成果を出すことが困難と合理的に判断された場合、その他研究運営上の重大な問題が発生した場合
  - (3) 乙が第2条第 3 項に定める指示に従わない場合又は第2条第 4 項に定める義務を果たさない場合、その他乙が本委託契約等に違反した場合
  - (4) 第 24 条各号の事由が発生した場合
  - (5) 第 20 条第 1 項又は第 25 条第 1 項、第 2 項に定める本契約の解除事由が発生した場合
  - (6) 天災その他本委託研究開発を継続しがたいやむを得ない事由がある場合
  - (7) 前各号に類する事由が発生し、本委託研究開発を継続することが適切でないと甲が判断した場合
- 2 乙は、前項第1号及び第 2 号のいずれかの事由が発生した場合、直ちに甲にこれを報告しなければならない。
  - 3 第 1 項により甲から本委託研究開発の中止を指示された場合、本委託研究開発(再委託を含む。)はその時点で終了し、甲は、乙の未履行の本委託研究開発に対する委託研究開発費の支払いを免れる。乙は、第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項に定める期限を待たずに甲の指示に従い、前二条に定める研究開発成果報告書及び委

託研究開発実績報告書を甲に提出し、甲との間で委託研究開発費の精算を行う。

- 4 第 1 項により甲から委託研究開発費の使用の一時停止若しくは中止又は本委託研究開発の一時停止若しくは中止を指示されたことにより乙に損害が生じて、甲は乙に対し何ら責任を負うものではない。

#### (契約の解除)

第 20 条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が本委託契約等の締結又は履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき。
  - (2) 乙に本委託契約等の重大な違反があったとき。
  - (3) 乙に所属する研究者等が不正行為等を行ったとき。
  - (4) 乙に国の研究不正等対応ガイドラインの重大な違反があったとき。
  - (5) 乙について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じた場合
  - (6) 乙が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合
  - (7) 乙が差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合
- 2 乙が前項各号のいずれかに該当する場合、前項による本契約の解除の有無にかかわらず、甲は、本契約に基づき乙に支払った委託研究開発費の全部又は一部の返還を請求できるものとし、乙は、甲の定める期限までにこれを返還しなければならない。乙は、この他、前項各号により甲が損害を被った場合は別途賠償の責を負うものとする。
- 3 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、本条第 1 項により甲が本契約を解除した場合について準用する。

#### (不正行為等に係る研究者等の取扱い)

第 21 条 乙は、本委託研究開発の実施にあたり、以下の各号について予め了解するものとし、研究者等をしてこれを予め了解させるものとする。

- (1) 甲は、甲の不正行為等対応規則に従い、不正行為等を行った研究者等に対して、同規則に基づく処分を行うことができるものとする。
- (2) 甲は、国の行政機関及び独立行政法人(甲を含む。)が所掌する競争的資金制度において処分を受けた研究者等について、当該処分の決定日に遡って、前項の処分を行うことができるものとする。

#### (調査等)

第 22 条 甲は、乙による本委託研究開発の経理について確認が必要であると認める場合、乙に通知の上、これを調査することができるものとし、乙は甲の調査に協力する。

- 2 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、乙に対し甲の不正行為等対応規則及び甲の指示に従って調査することを要請することができるものとし、乙はその調査結果を文書で甲に報告する。また、甲は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、乙は甲の調査に協力する。乙は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、速やかに甲に報告し、甲と協議して必要な対応を行うものとする。
- 3 乙は自らの調査により、本委託研究開発以外の競争的資金等による研究開発(終了分を含む。)において研究者等が不正行為等を行った疑いがある場合及び乙以外の機関の調査による不正行為認定を確認した場合は、速やかに甲に報告するものとする。
- 4 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、又は、前項により乙から本委託研究開発以外の競争的資金等による研究開発において研究者等が不正行為等を行った疑いがある旨の報告があった場合、乙に対し、甲が必要と認める間、委託研究開発費の使用の一時停止を指示することができ、乙はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等がなかったことが明らかになったときでも、甲は、委託研究開発費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。
- 5 甲は、第 1 項ないし第 3 項に定める調査又は報告の結果、不正行為等が行われたと認定し又は当該認定がなされたことを確認したときは、本契約に定める措置のほか、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則及び関係する法令等に従い必要な措置を講じることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。

#### (乙の責任及び事故報告義務)

第 23 条 乙は、本委託研究開発を乙の責任において実施するものとし、本委託研究開発の遂行過程で乙、研究者

等又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じ、その他何らかの紛争等が生じた場合においても、乙はその費用と責任においてこれを解決するものとし、甲に何らの損害等も負わせないものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

2 乙は、前項の場合、速やかにその具体的内容を甲に対し書面により報告しなければならない。

(特約)

第 24 条 以下の各号のいずれかに該当する事由が生じるときは、甲は当事業年度の委託研究開発費を減額し又は本委託研究開発を中止させることができる。この場合、委託研究開発費の減額又は本委託研究開発の中止によって乙に損害が生じても、甲は何ら責任を負うものではない。

- (1) 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 29 条の規定に基づき定められた甲の中期目標の期間終了時における事業評価において、国が甲の事業について、予算の停止若しくは縮減又は事業の廃止若しくは縮小等の判断をした場合
- (2) 前号以外の事由により、甲の事業に対する国からの予算措置が停止若しくは縮減され又は甲の事業が廃止若しくは縮小された場合

(反社会的勢力の排除)

第 25 条 乙は、以下の各号の一に該当しないことを表明・保証し、甲は、乙が各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること、又は反社会的勢力であったこと。
- (2) 乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
- (3) 乙の親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同じ。)又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者が前二号のいずれかに該当すること。

2 甲は、以下の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙(乙の役員若しくは実質的に経営を支配する者を含む。以下第 2 号から第 4 号において同じ。)が甲に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
- (2) 乙が偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。
- (3) 乙が第三者をして前二号の行為を行わせること。
- (4) 乙が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
- (5) 乙の親会社、子会社又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者(これらの役員又は実質的に経営を支配する者を含む。)が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。

3 甲は、前二項により本契約を解除する場合には、実際に生じた損害の賠償に加えて、違約金として解除部分に相当する契約金額の 100 分の 10 に相当する金額の支払いを乙に求めることができ、乙は、甲の定める期限までにこれを支払わなければならない。

4 第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定は、本条第 1 項、第 2 項により甲が本契約を解除した場合について準用する。

(個人情報の取扱い)

第 26 条 乙は、本委託研究開発に関して、甲から個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 1 項の定義するところによる。以下同じ。)の預託を受けた場合、善良な管理者の注意をもって預託を受けた当該個人情報(以下「預託個人情報」という。)を取り扱わなければならない。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 預託個人情報を第三者(本委託研究開発の再委託する場合における再委託先を含む。)に預託若しくは提供し又はその内容を知らせること。
- (2) 預託個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

3 乙は、預託個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、乙の事務所及びその他の乙の業務実施場所等において、預託個人情報の管理状況等について調査し、乙に対して必要な指示をすることができる。

5 乙は、預託個人情報を、本委託研究開発の終了後に速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

6 乙は、預託個人情報について漏洩、滅失、毀損その他本条の違反が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(債権債務の譲渡等の禁止)

第 27 条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本委託研究開発の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。

(存続条項)

第 28 条 第 4 条、第 5 条第 1 号、第 8 条から第 12 条、第 14 条第 2 項、第 15 条から第 18 条、第 19 条第 3 項、第 4 項、第 20 条第 2 項、第 3 項、第 21 条から第 23 条、第 24 条、第 25 条第 3 項、第 4 項、第 26 条から第 30 条の規定は、本契約終了後も存続する。

(管轄)

第 29 条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 30 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、両当事者誠実に協議の上解決するものとする。

(以下、余白)